

下水道使用料改定方針（案）

吉田町下水道料金等審議会での審議内容をもとにした下水道使用料改定方針は以下に示すとおりとします。

（１）使用料改定時期と改定率

- 使用料改定時期は、**3年毎3段階**で経費回収率100%を達成することを目標に、第1期：令和6年度、第2期：令和9年度、第3期：令和12年度とします。
- 今回（令和6年度実施）の使用料改定率は**33%**とします。（経費回収率67%を目標）
- 第2段階以降の使用料改定前には、今後の下水道事業経営状況、社会情勢・物価状況の動向を注視し、経営戦略の見直し及び料金等審議会を開催し、使用料改定の妥当性を再検討します。

（２）改定使用料の体系

- 今回の使用料改定に伴い、現行の使用料体系で採用している「**基本水量制**」を**廃止**し、「**基本使用料＋従量制**」を採用します。
- 大口使用者の不公平性を解消するため、**現在の累進制を廃止**します。
- 基本使用料は、現行：910円／月から**1,100円／月**に変更します。
- 今回の改定では、0～10m³/月の小口使用者の激変緩和策として、従量使用料を**0～10m³/月：31円/m³、11m³/月以上：113円/m³**の使用者群に分けて、累進使用料を設定します。
- 第2期以降の使用料改定では、今後の使用者群を注視することで、完全「基本使用料＋従量制」とするのかを検討し、さらに基本使用料についても再設定を検討します。
- 公衆浴場汚水については、一般汚水の改定使用料に従来の使用料体系を踏襲したものとします。（10m³を超えるものは一般汚水に対して、半額の従量使用料を徴収します。）

(3) 下水道使用料体系表

【改定前】

区分	基本使用料（1ヶ月）		超過使用料（1ヶ月）
	排除汚水量	使用料	
一般汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超え50m ³ まで…1m ³ につき91円
			50m ³ を超え100m ³ まで…1m ³ につき100円
			100m ³ を超えるもの…1m ³ につき110円
公衆浴場汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超えるもの…1m ³ につき45円

※消費税抜き価格

【改定後】

区分	基本使用料（1ヶ月）	従量使用料（1ヶ月）
一般汚水	1,100円	10m ³ まで…1m ³ につき31円
		10m ³ を超えるもの…1m ³ につき113円
公衆浴場汚水	1,100円	10m ³ まで…1m ³ につき31円
		10m ³ を超えるもの…1m ³ につき56円

※消費税抜き価格

(4) 2ヶ月の下水道使用料早見表（消費税込み価格：1円未満切捨）

2か月 使用水量	現行使用料 (円)	改定後使用料			2か月 使用水量	現行使用料 (円)	改定後使用料		
		使用料(円)	増額(円)	増額比率			使用料(円)	増額(円)	増額比率
1	2,002	2,454	452	1.23	50	5,005	6,831	1,826	1.36
2	2,002	2,488	486	1.24	55	5,505	7,452	1,947	1.35
3	2,002	2,522	520	1.26	60	6,006	8,074	2,068	1.34
4	2,002	2,556	554	1.28	65	6,506	8,695	2,189	1.34
5	2,002	2,590	588	1.29	70	7,007	9,317	2,310	1.33
6	2,002	2,624	622	1.31	75	7,507	9,938	2,431	1.32
7	2,002	2,658	656	1.33	80	8,008	10,560	2,552	1.32
8	2,002	2,692	690	1.34	85	8,508	11,181	2,673	1.31
9	2,002	2,726	724	1.36	90	9,009	11,803	2,794	1.31
10	2,002	2,761	759	1.38	95	9,509	12,424	2,915	1.31
11	2,002	2,795	793	1.40	100	10,010	13,046	3,036	1.30
12	2,002	2,829	827	1.41	110	11,110	14,289	3,179	1.29
13	2,002	2,863	861	1.43	120	12,210	15,532	3,322	1.27
14	2,002	2,897	895	1.45	130	13,310	16,775	3,465	1.26
15	2,002	2,931	929	1.46	140	14,410	18,018	3,608	1.25
16	2,002	2,965	963	1.48	150	15,510	19,261	3,751	1.24
17	2,002	2,999	997	1.50	160	16,610	20,504	3,894	1.23
18	2,002	3,033	1,031	1.51	170	17,710	21,747	4,037	1.23
19	2,002	3,067	1,065	1.53	180	18,810	22,990	4,180	1.22
20	2,002	3,102	1,100	1.55	190	19,910	24,233	4,323	1.22
25	2,502	3,723	1,221	1.49	200	21,010	25,476	4,466	1.21
30	3,003	4,345	1,342	1.45	250	27,060	31,691	4,631	1.17
35	3,503	4,966	1,463	1.42	300	33,110	37,906	4,796	1.14
40	4,004	5,588	1,584	1.40	350	39,160	44,121	4,961	1.13
45	4,504	6,209	1,705	1.38	400	45,210	50,336	5,126	1.11

(5) 使用料改定に関わるロードマップの見直し

